

- 3 参与員は、毎年あらかじめ家庭裁判所の選任した者の中から、事件ごとに家庭裁判所が指定する。
- 4 前項の規定により選任される者の資格、員数その他同項の選任に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。
- 5 参与員には、最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。
(参与員の除斥及び忌避)
- 第十一条** 民事訴訟法第二十三条から第二十五条までの規定は、参与員について準用する。
- 2 参与員について除斥又は忌避の申立てがあつたときは、参与員は、その申立てについての決定が確定するまでその申立てがあつた事件に関与することができない。
(秘密漏示に対する制裁)

第十一條 参与員又は参与員であつた者が正当な理由なくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- (被告適格)**
- 第十二条** 人事に関する訴えであつて当該訴えに係る身分関係の当事者の一方が提起するものにおいては、特別の定めがある場合を除き、他の一方を被告とする。
- 2 人事に関する訴えであつて当該訴えに係る身分関係の当事者以外の者が提起するものにおいては、特別の定めがある場合を除き、当該身分関係の当事者の双方を被告とし、その一方が死亡した後は、他の一方を被告とする。
- 3 前二項の規定により当該訴えの被告とすべき者が死亡し、被告とすべき者がないときは、検察官を被告とする。
(人事訴訟における訴訟能力等)

- 第十三条** 人事訴訟の訴訟手続における訴訟行為について、民法第五条第一項及び第二項、第九条、第十三条並びに第三十二条第一項(同法第四十条第四項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。
- 2 訴訟行為につき行為能力の制限を受けた者が前項の訴訟行為をしようとする場合において、必要があると認めるときは、裁判長は、申立てにより、弁護士を訴訟代理人に選任することができる。
- 3 訴訟行為につき行為能力の制限を受けた者が前項の申立てをしない場合においても、裁判長

- は、弁護士を訴訟代理人に選任すべき旨を命じ、又は職権で弁護士を訴訟代理人に選任することができる。
- 第十四条** 人事に関する訴えの原告又は被告となるべき者が成年被後見人であるときは、その成年後見人は、成年被後見人のために訴え、又は訴えられることができる。ただし、その成年後見人が当該訴えに係る訴訟の相手方となるときは、この限りでない。
- 2 前項ただし書の場合には、成年後見監督人が、成年被後見人のために訴え、又は訴えられることができることができる。
- (利害関係人の訴訟参加)**
- 第十五条** 檢察官を被告とする人事訴訟において、訴訟の結果により相続権を害される第三者(以下「利害関係人」という。)を当該人事訴訟に参加させることはできる。
- 2 判決所は、前項の決定をするに当たっては、あらかじめ、当事者及び利害関係人の意見を聴かなければならぬ。
- 3 民事訴訟法第四十三条第一項の申出又は第一項の決定により検察官を被告とする人事訴訟に参加した利害関係人については、同法第四十五条第二項の規定は、適用しない。
- 4 前項の利害関係人については、民事訴訟法第四十条第一項から第三項まで(同項については、訴訟手続の中止に関する部分に限る。)の規定を準用する。
- 5 判決所は、第一項の決定を取り消すことができる。

第十四節 訴訟費用

- 第十六条** 檢察官を当事者とする人事訴訟において、民事訴訟法第六十一条から第六十六条までの規定によれば検察官が負担すべき訴訟費用は、国庫の負担とする。
- 2 利害関係人が民事訴訟法第四十三条第一項の申出又は前項の決定により検察官を被告とする人事訴訟に参加した場合における訴訟費用の負担については、同法第六十一条から第六十六条までの規定を準用する。

- 3 第一項の規定によりされた申立て等について同じこと申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。
- 2 前項の規定によりされた申立て等について同じこと申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。
- 3 第八条第二項の規定は、前項の場合における同項の人事訴訟に係る事件及び同項の損害賠償に関する請求に係る事件について準用する。
(訴えの変更及び反訴)
- 第十七条** 人事訴訟に係る請求と当該請求の原因である事實によって生じた損害の賠償に関する請求とは、民事訴訟法第一百三十六条の規定にかかるらず、一の訴えですべての請求を含むものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。
(関連請求の併合等)
- 2 人事訴訟に係る請求の原因である事實によつて生じた損害の賠償に関する請求を目的とする訴えは、前項に規定する場合のほか、既に当該人事訴訟の係属する家庭裁判所にも提起することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。
- 3 第八条第二項の規定は、前項の場合における同項の人事訴訟に係る事件及び同項の損害賠償に関する請求に係る事件について準用する。
(訴えの変更及び反訴)
- 第十八条** 人事訴訟に係る手続においては、民事訴訟法第一百四十三条第一項及び第四項、第一百四十六条第一項並びに三百条の規定にかかるらず、第一審又は控訴審の口頭弁論の終結に至るまで、原告は、請求又は請求の原因を変更することができ、被告は、反訴を提起することができる。
- 2 日本の裁判所が請求の変更による変更後の人事訴訟に係る請求について管轄権を有しない場

3 第一項の家庭裁判所及び前項の嘱託を受けた

家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に第一項の規定による調査及び勧告をさせることができる。

4 前二項の規定は、第三十二条第一項又は第二項の規定による裁判で定めることができる義務である。婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る訴訟における和解で定められたものの履行について準用する。

(履行命令)

第三十九条 第三十二条第二項の規定による裁判

で定められた金銭の支払その他の財産上の給付を目的とする義務の履行を怠つた者がある場合において、相当と認めるときは、該裁判をした場合の家庭裁判所(上訴裁判所が当該裁判をした場合にあつては、第一審裁判所である家庭裁判所)は、権利者の申立てにより、義務者に対し、相当の期限を定めてその義務の履行をすべきことを命ずることができる。この場合において、その命令は、その命令をする時までに義務者が履行を怠つた義務の全部又は一部についてするものとする。

2 前項の家庭裁判所は、同項の規定により義務の履行を命ずるには、義務者の陳述を聽かなければならぬ。

3 前二項の規定は、第三十二条第二項の規定による裁判で定めることができる金銭の支払その他の財産上の給付を目的とする義務であつて、婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る訴訟による和解で定められたものの履行について準用する。

4 第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定により義務の履行を命じられた者が正当な理由なくその命令に従わないときは、その義務の履行を命じた家庭裁判所は、決定で、十円以下の過料に処する。

5 前項の決定に対する抗告をすることができる。前項の決定に對しては、即時抗告をすることができる。

6 民事訴訟法第八十九条の規定は、第四項の決定について準用する。

第四十条 削除

第三章 実親子関係訴訟の特例

(嫡出否認の訴えの当事者等)

第四十一条 父が子の出生前に死亡したときは民法第七百七十七条(第一号に係る部分に限る。)若しくは第七百七八十八条(第一号に係る部分に限る。)に定める期間内に嫡出否認の訴えを提起しないで死亡したときは、その子のた

めに相続権を害される者その他の三親等内の血族は、父の死亡の日から一年以内に限り、嫡出否認の訴えを提起することができる。

2 父が嫡出否認の訴えを提起した後に死亡した場合には、前項の規定により嫡出否認の訴えを提起することができる者は、父の死亡の日から六月以内に訴

2 第一項後段の規定は、適用しない。

3 民法第七百七十四条第四項に規定する前夫は、同法第七百七十五条第一項(第四号に係る部分に限る。)の規定により嫡出否認の訴えを提起する場合において、子の懐胎の時から出生

4 前項の規定により併合して提起された嫡出否認の訴えの弁論及び裁判は、それぞれ分離しないでしなければならない。

(嫡出否認の判決の通知)

第四十二条 裁判所は、民法第七百七十二条第三項の規定により父が定められる子について嫡出否認の判決が確定したときは、同法第七百七十四条规定により前夫(訴訟記録上その氏名及び住所又は居所が判明しているものに限る。)に対し、当該判決の内容を通知するものとする。

2 前項の規定により父が定められる子について嫡出否認の判決が確定したときは、同法第七百七十四条规定により併合して提起された嫡出否認の訴えを提起する場合において、子の懐胎の時から出生の時までの間に、当該前夫との婚姻の解消又は取消しの後に母と婚姻していた者(父を除く。)がいるときは、その嫡出否認の訴えに併合してそれらの者を被告とする嫡出否認の訴えを提起しなければならない。

3 子が認知の訴えを提起した後に死亡した場合は、その直系卑属又はその法定代理人は、民法第七百八十七条のただし書に定める期間が経過した後、子の死亡の日から六月以内に訴訟手続を受け継ぐことができる。この場合においては、民事訴訟法第一百二十四条第一項後段の規定を適用しない。

4 前項の規定により併合して提起された嫡出否認の訴えの弁論及び裁判は、それぞれ分離しないでしなければならない。

(認知の無効の訴えの当事者等)

第四十三条 第四十一一条第一項及び第二項の規定は、民法第七百八十六条に規定する認知の無効の訴えについて準用する。この場合において、

4 第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定により義務の履行を命じられた者が正当な理由なくその命令に従わないときは、その義務の履行を命じた家庭裁判所は、決定で、十円以下の過料に処する。

5 前項の決定に対する抗告をすることができる。

6 民事訴訟法第八十九条の規定は、第四項の決定について準用する。

第四十一条 削除

第三章 実親子関係訴訟の特例

(嫡出否認の訴えの当事者等)

第四十二条 父が子の出生前に死亡したときは民法第七百七十七条(第一号に係る部分に限る。)若しくは第七百七八十八条(第一号に係る部分に限る。)に定める期間内に嫡出否認の訴えを提起しないで死亡したときは、子の直系卑属又はその法定代理人は、認知の無効の訴

の訴えを提起した後に死亡した場合には、前項の規定により認知の無効の訴えを提起することができる者は、子の死亡の日から六月以内に訴

2 第二十六条第二項の規定は、前項の規定により父又は母を被告とする場合においてその者が死亡したときについて準用する。

3 子が認知の訴えを提起した後に死亡した場合は、その直系卑属又はその法定代理人は、民法第七百八十七条のただし書に定める期間が経過した後、子の死亡の日から六月以内に訴訟手続を受け継ぐことができる。この場合においては、民事訴訟法第一百二十四条第一項後段の規定は、適用しない。

4 第二十六条第二項の規定により父又は母を被告として、その者が死亡した後は、検察官を被告とする。

5 第二十六条第二項の規定により父又は母を被告とする場合においてその者が死亡したときについて準用する。

6 第二十六条第二項の規定により父又は母を被告とする場合においてその者が死亡したときについて準用する。

(人事訴訟の管轄等に関する経過措置)

第四条 新法の施行の際現に係属している人事訴訟の管轄及び移送に関する規定によれば、附則第十四条の規定による改正後の裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第二十四条第一号及び第三十一条の三第一項の規定並びに第四条から第七条までの規定により生じた効力を妨げない。

第五条 新法の施行の際現に係属している保全命令事件の管轄に関する規定によれば、第三十条の規定により新法の施行後においても、なお従前の例による。

第六条 新法の施行の際現に係属している人事訴訟における訴行行為につき行為能力の制限を受けた者の申立てによる訴訟代理人の選任については、第十三条第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

第七条 新法の施行前に提起された成年被後見人を原告又は被告とする人事に関する訴えに係る訴訟においてこれらの方が死亡したときにについて準用する。

第八条 新法の施行前に口頭弁論が終結した人事訴訟の判決が確定した後における同一の身分関係についての人事に関する訴えの提起について

(人事訴訟手続法の廃止)

第二条 人事訴訟手続法(明治三十一年法律第十号)は、廃止する。

第三条 この法律(以下「新法」という。)の規定(罰則を除く。)は、この附則に特別の定めがある場合を除き、新法の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、前条の規定による廃止の訴訟手続法の規定により生じた効力を妨げない。

第四条 認知の訴えにおいては、父又は母を被告として、その者が死亡した後は、検察官を被告とする。

第五条 新法の施行の際現に係属している人事訴訟における訴行行為につき行為能力の制限を受けた者の申立てによる訴訟代理人の選任については、第十三条第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

第六条 新法の施行前に提起された成年被後見人を原告又は被告とする人事に関する訴えに係る訴訟においては、第十四条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

第七条 新法の施行前に口頭弁論が終結した人事訴訟の判決が確定した後における同一の身分関係についての人事に関する訴えの提起について

第八条 新法の施行前に提起された成年被後見人を原告又は被告とする人事に関する訴えに係る訴訟においては、第十四条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

第九条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十条 附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

2 第二十六条第二項の規定によれば、この附則に特別の定めがある場合を除き、新法の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、前条の規定による廃止の訴訟手続法の規定により生じた効力を妨げない。

第三条 この法律(以下「新法」という。)の規定(罰則を除く。)は、この附則に特別の定めがある場合を除き、新法の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、前条の規定による廃止の訴訟手続法の規定により生じた効力を妨げない。

第四条 認知の訴えにおいては、父又は母を被告とする。

第五条 新法の施行の際現に係属している人事訴訟における訴行行為につき行為能力の制限を受けた者の申立てによる訴訟代理人の選任については、第十三条第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

第六条 新法の施行前に提起された成年被後見人を原告又は被告とする人事に関する訴えに係る訴訟においては、第十四条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

第七条 新法の施行前に口頭弁論が終結した人事訴訟の判決が確定した後における同一の身分関係についての人事に関する訴えの提起について

第八条 新法の施行前に提起された成年被後見人を原告又は被告とする人事に関する訴えに係る訴訟においては、第十四条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

第九条 この法律は、公布の日から起算して一年

2 第二十六条第二項の規定によれば、この附則に特別の定めがある場合を除き、新法の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、前条の規定による廃止の訴訟手続法の規定により生じた効力を妨げない。

第三条 この法律(以下「新法」という。)の規定(罰則を除く。)は、この附則に特別の定めがある場合を除き、新法の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、前条の規定による廃止の訴訟手続法の規定により生じた効力を妨げない。

第四条 認知の訴えにおいては、父又は母を被告とする。

第五条 新法の施行の際現に係属している人事訴訟における訴行行為につき行為能力の制限を受けた者の申立てによる訴訟代理人の選任については、第十三条第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

第六条 新法の施行前に提起された成年被後見人を原告又は被告とする人事に関する訴えに係る訴訟においては、第十四条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

第七条 新法の施行前に口頭弁論が終結した人事訴訟の判決が確定した後における同一の身分関係についての人事に関する訴えの提起について

第八条 新法の施行前に提起された成年被後見人を原告又は被告とする人事に関する訴えに係る訴訟においては、第十四条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

第九条 この法律は、公布の日から起算して一年

(民事訴訟法の適用関係に関する経過措置)

第七条 第二十九条の規定は、新法の施行の際現に係属している人事訴訟に関する手続については、適用しない。(附帯処分等に係る事実の調査及び履行の確保に関する経過措置)

第八条 第二章第二節(第三十二条の規定を除く。)及び第四節の規定は、新法の施行の際現に係属している婚姻の取消し及び離婚の訴えに係属する経過措置)。

第九条 新法の施行の際現に係属している嫡出否認の訴えに係る訴訟における訴訟手続の受継に関する経過措置)。

第十条 新法の施行の際現に係属している認知の訴えに係る訴訟における訴訟手続の受継に関する経過措置)。

第十一條 新法の施行前にした行為に対する罰則(認知の訴えに係る訴訟における新法の施行前に夫が死亡した場合の訴訟手続の受継については、第四十一条第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。)

第十二条 新法の施行前にした行為に対する罰則(訴えに係る訴訟における新法の施行前に子が死亡した場合の第四十二条第三項の規定の適用については、同項中「子の死の日」とあるのは、「この法律の施行の日」とする。)(罰則の適用に関する経過措置)

第十三条 新法の施行前にした行為に対する罰則(新法の施行前にした行為に対する罰則については、なお従前の例による。)

附 則 (平成一六年六月一一日法律第一〇四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

二、第二十三条の一、第二十五条、第三十条、第三十三条、第四十四条、第四十四条の三から第四十四条の五まで、第四十七条及び第五十三条並びに附則第四十一条から第四十一条まで、第四十八条及び第五十五条の規定(検討) 平成十九年四月一日

三、第三十三条、第四十四条、第四十四条の三から第四十四条の五まで、第四十七条及び第五十三条並びに附則第四十一条から第四十一条まで、第四十八条及び第五十五条の規定(検討) 平成十九年四月一日

四、第六条、第十二条、第十九条、第二十条の三から第四十四条の五まで、第四十七条及び第五十三条並びに附則第四十一条から第四十一条まで、第四十八条及び第五十五条の規定(検討) 平成十九年四月一日

五、第六条、第十二条、第十六条、第十九条及び第二十条並びに附則第十六条から第十七条までの規定は、平成十九年四月一日

六、第六条、第十二条、第十六条、第十九条及び第二十条並びに附則第十六条から第十七条までの規定は、平成十九年四月一日

七、第六条、第十二条、第十六条、第十九条及び第二十条並びに附則第十六条から第十七条までの規定は、平成十九年四月一日

八、第六条、第十二条、第十六条、第十九条及び第二十条並びに附則第十六条から第十七条までの規定は、平成十九年四月一日

2 前項の公的年金制度についての見直しを行うに当たっては、公的年金制度の一元化を展望し、体系の在り方について検討を行うものとする。(罰則に関する経過措置)

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一二六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二条 この附則に規定するものほか、この他の経過措置の政令への委任)。

第三条 この附則に規定するものほか、この他の経過措置の政令への委任)。

第四条 この附則に規定するものほか、この他の経過措置の政令への委任)。

第五条 及び第八条並びに附則第五条から第十条までの規定(平成十九年四月一日)

第六条 及び第八条並びに附則第五条から第十条までの規定(平成十九年四月一日)

第七条 及び第八条並びに附則第五条から第十条までの規定(平成十九年四月一日)

第八条 及び第八条並びに附則第五条から第十条までの規定(平成十九年四月一日)

第九条 及び第八条並びに附則第五条から第十条までの規定(平成十九年四月一日)

第十条 及び第八条並びに附則第五条から第十条までの規定(平成十九年四月一日)

第十一條 及び第八条並びに附則第五条から第十条までの規定(平成十九年四月一日)

第十二條 及び第八条並びに附則第五条から第十条までの規定(平成十九年四月一日)

第十三條 及び第八条並びに附則第五条から第十条までの規定(平成十九年四月一日)

第十四條 及び第八条並びに附則第五条から第十条までの規定(平成十九年四月一日)

第十五條 及び第八条並びに附則第五条から第十条までの規定(平成十九年四月一日)

第十六條 及び第八条並びに附則第五条から第十条までの規定(平成十九年四月一日)

第十七條 及び第八条並びに附則第五条から第十条までの規定(平成十九年四月一日)

第十八條 及び第八条並びに附則第五条から第十条までの規定(平成十九年四月一日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成一六年六月二三日法律第一三二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

二、附則第四十二条の規定(合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)の公布の日又は公布日のいづれか遅い日)

三、附則第四十二条の規定(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十号)の公布の日又は公布日のいづれか遅い日)

四、附則第四十三条の規定(私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十一号)の公布の日又は公布日のいづれか遅い日)

五、附則第四十三条の規定(公的年金法第百三十一号の公布の日又は公布日のいづれか遅い日)

六、附則第四十三条の規定(公的年金法第百三十一号の公布の日又は公布日のいづれか遅い日)

七、附則第四十三条の規定(公的年金法第百三十一号の公布の日又は公布日のいづれか遅い日)

八、附則第四十三条の規定(公的年金法第百三十一号の公布の日又は公布日のいづれか遅い日)

九、附則第四十三条の規定(公的年金法第百三十一号の公布の日又は公布日のいづれか遅い日)

十、附則第四十三条の規定(公的年金法第百三十一号の公布の日又は公布日のいづれか遅い日)

十一、附則第四十三条の規定(公的年金法第百三十一号の公布の日又は公布日のいづれか遅い日)

十二、附則第四十三条の規定(公的年金法第百三十一号の公布の日又は公布日のいづれか遅い日)

十三、附則第四十三条の規定(公的年金法第百三十一号の公布の日又は公布日のいづれか遅い日)

十四、附則第四十三条の規定(公的年金法第百三十一号の公布の日又は公布日のいづれか遅い日)

十五、附則第四十三条の規定(公的年金法第百三十一号の公布の日又は公布日のいづれか遅い日)

十六、附則第四十三条の規定(公的年金法第百三十一号の公布の日又は公布日のいづれか遅い日)

十七、附則第四十三条の規定(公的年金法第百三十一号の公布の日又は公布日のいづれか遅い日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成二三年五月二十五日法律第六三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

第二条 この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

第三条 この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

第四条 この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

第五条 この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

第六条 この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

第七条 この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

第八条 この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

第九条 この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

第十条 この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

第十一条 この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

十二条 この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

十三条 この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

十四条 この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

十五条 この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

十六条 この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

十七条 この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

第一条 この法律は、政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二四年八月二二日法律第六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、政令で定める日から施行する。

第二条 この法律は、政令で定める日から施行する。

第三条 この法律は、政令で定める日から施行する。

第四条 この法律は、政令で定める日から施行する。

第五条 この法律は、政令で定める日から施行する。

第六条 この法律は、政令で定める日から施行する。

第七条 この法律は、政令で定める日から施行する。

第八条 この法律は、政令で定める日から施行する。

第九条 この法律は、政令で定める日から施行する。

第十条 この法律は、政令で定める日から施行する。

第十一条 この法律は、政令で定める日から施行する。

十二条 この法律は、政令で定める日から施行する。

十三条 この法律は、政令で定める日から施行する。

十四条 この法律は、政令で定める日から施行する。

十五条 この法律は、政令で定める日から施行する。

十六条 この法律は、政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二四年八月二二日法律第六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、政令で定める日から施行する。

第二条 この法律は、政令で定める日から施行する。

第三条 この法律は、政令で定める日から施行する。

第四条 この法律は、政令で定める日から施行する。

第五条 この法律は、政令で定める日から施行する。

第六条 この法律は、政令で定める日から施行する。

第七条 この法律は、政令で定める日から施行する。

第八条 この法律は、政令で定める日から施行する。

第九条 この法律は、政令で定める日から施行する。

第十条 この法律は、政令で定める日から施行する。

第十一条 この法律は、政令で定める日から施行する。

十二条 この法律は、政令で定める日から施行する。

十三条 この法律は、政令で定める日から施行する。

十四条 この法律は、政令で定める日から施行する。

十五条 この法律は、政令で定める日から施行する。

十六条 この法律は、政令で定める日から施行する。

第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第一百五十二条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第一百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第一百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定（公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日）

第三第二及第十第一の十第二五第十二項及び五百項五二百項条二五百、第項条八、第条三、第十	第五 一項	第二十 二項	別表 (第二十九条関係)	第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十六条から第十八条まで及び第十九条第一項の規定は、公布の日から施行する。 (政令への委任) この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定めること。 (検討) 第十九条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、改正後の各法律の施行の状況等を勘案しつゝ、父母の離婚後の子の養育に係る制度及び支援施策の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
地方裁判所	地方裁判所の一人の裁 判官の除斥又は忌避に ついてはその裁判官の 所属する裁判所が、簡 易裁判所の裁判官の除 斥又は忌避については その裁判所の所在地を 管轄する地方裁判所	家庭裁判 所の一人 の裁判官 の除斥又 は忌避に ついては その裁判 官の所屬 する裁判 所		

文一二第一項条百本第十	三一第三条九の十	三五第五项条四第第十	項条三第三项第十三条、第十九百一七百に項条二第一九百
を開始した 前条の規定による措置	交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方	交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供	
裁判所への旨に交付するべき者に達するべき旨を送達し、書類を保管するべき旨が送達する	交付する	交付	

項条三第三 第十三 一六百	第二項 第一 二 百	条八第 十二 五 百	項条八第 十二 一 百	項条六第 十二 五 百	項条六第 十二 四 百	号項条五第 十二 二 百	
判所 地方裁判所及び簡易裁判所	地方裁判所の判決に対する抗辯として最高裁判所の判決に、簡易裁判所の判決に對しては高等裁判所の判決に對しては	規定により当事者及び法定代理人、主文、請求並びに理由の要旨が記録された電子調書	電子判決書	地方裁判所が第一審と簡易裁判所として終局判決又は同一	記録された電子調書	記録しなければ	同条第一項本文の通知が発せられた時
所家庭裁判所	は最高裁判所に對しては家庭裁判所に對しては	調書	判決書	家庭裁判所	記載された調書の副本	記載しなければ	第百九条の二の規定による送達